

## ○瀬戸内町物品調達等に係る指名競争入札参加資格審査要綱

平成23年2月2日

告示第1号

改正 平成29年12月22日告示第22号

平成31年3月13日告示第4号

物件の売買等に係る指名競争入札参加資格審査要綱（昭和50年11月11日告示第33号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、瀬戸内町が発注する物品の調達、修繕、賃貸借若しくは製造の請負又は業務の委託の契約（工事の請負及びこれに附帯する契約を除く。）に係る指名競争入札（以下「入札」という。）に参加することのできる者の資格審査に関し、必要な事項を定めるものとする。

（入札参加資格者）

第2条 前条の指名競争入札に参加できる者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項に規定する以外の者で、1年以上引き続き物品の製造、修繕又は売買等に従事した経験を有し、現にその業務を営んでいる者で、資格審査に合格した者でなければならない。ただし、特別の理由により町長が適当と認めた者については、この限りでない。

2 令第167条の4第2項各号に規定する事実があったと認められる者にあつては、その事実があった後2年を経過した者。

（指名競争入札参加資格審査等）

第3条 前条に規定する資格を得ようとする者は、入札参加資格審査申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、町長が特に必要がないと認めた場合はこの限りでない。

- (1) 営業概要書（別記第2号様式）
- (2) 業務経歴書（別記第3号様式）
- (3) 資格・許可等登録状況一覧表（別記第4号様式）
- (4) 納税証明書（市町村税、事業税、消費税及び所得税又は法人税に係るもの）
- (5) 登記簿謄本（法人の場合に限る）
- (6) 身分証明書（個人の場合に限る）
- (7) 印鑑証明書
- (8) 財務諸表（申請書を提出する直前の期末における貸借対照表及び損益計算書）
- (9) その他町長が必要と認める書類

（資格審査及び登録と通知）

第4条 町長は、前条の申請があつたときは、その内容について審査し、入札参加資格が

あると認める者については、入札参加登録者名簿に登録するものとする。また、審査の結果、入札参加資格が得られない者については、その旨通知する。

(入札参加資格の有効期間)

第5条 入札参加資格の有効期間は、前条の規定により登録を受けた日の属する会計年度の4月1日から起算して2年間とする。ただし、町長が別に指定した場合は、この限りでない。

(資格の取消し)

第6条 町長は、資格を得た者のうち、令第167条の4第2項各号に規定する事実があったと認められる者及び適格性を欠くと認められる者の資格を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により資格を取り消したときは、速やかにその旨を文書でもって取り消された者に通知するものとする。

(入札参加資格審査申請の省略)

第7条 町長は、物品調達等の入札参加の選定に際し、次の各号の者については、入札参加資格審査申請を省略し選定することができるものとする。

- (1) 地縁団体、集落及び嘱託員業務を請負う集落の区長等
- (2) 主に本町補助金（運営費）にて活動を行っている団体・個人
- (3) 水産業協同組合法によって定められている団体
- (4) 農業協同組合法によって定められている団体
- (5) 土地改良法によって定められている団体
- (6) 各自治体長が団体の長として定められている団体
- (7) 行政業務に関して法律顧問に携わる団体・個人（弁護士）
- (8) 行政業務に関して登記関係に携わる団体・個人（司法書士・行政書士）
- (9) 町が管理する施設等の清掃業務を請負う個人

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年2月10日から施行する。

附 則（平成29年12月22日告示第22号）

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（平成31年3月13日告示第4号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。